

県契約規則 抜粋(第2条～20条)

(一般競争入札の公告)

第二条 一般競争入札の公告は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の六第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を奈良県公報への登載、掲示その他の方法により入札期日(電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)にあつては、入札期間の初日をいう。第二十八条第一項において同じ。)の前日から起算して十五日前(不用品の売却その他軽易な事項に係る契約については、五日前)までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

- 一 入札に付する事項
- 二 入札に必要な書類
- 三 入札保証金に関する事項
- 四 入札の無効に関する事項
- 五 その他必要な事項

(一般競争入札の参加者の資格等)

第三条 令第百六十七条の五第一項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。

2 知事は、前項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(一般競争入札の入札保証金)

第四条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額(入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあつては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第十一条第二項において同じ。)(再入札の場合にあつては最初の入札の入札金額)の百分の五(電子入札により県の公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「県有財産売却システム」という。))による入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号の一に該当する者である場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- 一 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- 二 前条第二項の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの

(一般競争入札の手続き)

第五条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書(第一号様式)を作成し、封かんのうえ、所定の場所及び日時に入札しなければならない。

- 2 入札書は、知事が特に必要があると認めた場合に限り書留郵便で差し出すことができる。この場合においては、当該書留郵便の表面に「入札書」と朱書しなければならない。

(入札金額)

第六条 入札書(電子入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録。以下同じ。)に記載(電子入札にあつては、記録)をすべき金額は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほか、すべて総計金額とする。

(一般競争入札の無効)

第七条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 知事の定める入札条件に違反した入札
- 二 入札書に記名押印(電子入札にあつては、知事が別に定める記名押印に代わる措置)を欠く入札
- 三 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- 四 同一入札者がなした二以上の入札
- 五 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(一般競争入札の執行の取消し等)

第八条 知事は、一般競争入札を執行する際、入札者の不正行為その他の理由により、その入札を執行することが不適當であると認めるときは、これを延期し、又は取り消すことができる。

(開札)

第九条 開札の場所には、予定価格を記載した書面を封書にして備え、開札を終了したときは、開札録(第二号様式)を作成しなければならない。

- 2 令第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金の還付)

第十条 納付した入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、落札者決定後直ちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約締結と同時に還付する。

- 2 落札者の納付した入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、落札者からの申出により契約保証金に充当することができる。

(入札に係る損害賠償)

第十一条 落札者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業(以下「特定事業」という。)に係る契約を締結しようとする場合において、当該特定事業に係る一般競争入札による落札者が当該特定事業を実施することを目的として設立する法人を契約の相手方とするときは、当該法人。第十七条第一項及び第二項において同じ。)が契約を締結しない場合には、納付した入札保証金は、県に帰属するものとする。

- 2 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、入札金額の百分の五(県有財産売却システムによる入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)に相当する額(落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第十二条 令第百六十七条の十一第二項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名)

第十三条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、当該入札が建設工事の請負契約に係る場合にあつては五人以上、その他の場合にあつては三人以上を指名することを原則とする。

(随意契約)

第十六条 随意契約によることができる場合における令第六十七条の二第一項第一号に規定する予定価格(単価による契約にあつては、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額)(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)について規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
 - 二 財産の買入れ 百六十万円
 - 三 物件の借入れ 八十万円
 - 四 財産の売払い 五十万円
 - 五 物件の貸付け 三十万円
 - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 百万円
- 2 随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(契約書等)

第十七条 契約の締結をしようとするときは、次条第一項の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の種類又は性質により必要のない事項については、この限りでない。
- 一 契約の目的
 - 二 契約金額
 - 三 履行の期限
 - 四 履行の場所
 - 五 契約保証金に関する事項
 - 六 監督及び検査に関する事項
 - 七 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - 八 債務不履行の場合の損害金に関する事項
 - 九 危険負担に関する事項
 - 十 かし担保責任に関する事項
 - 十一 契約の解除に関する事項
 - 十二 その他必要な事項

- 3 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるもののほか、同法第十九条の規定によらなければならない。

(契約書の省略)

第十八条 契約金額(契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあつては、当該単価に当該契約に係る入札等において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。第十九条第一項、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項第一号において同じ。)が百万円未満の契約その他知事が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約については、前条に規定する契約書の作成を省略することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の相手方(以下「契約者」という。)は、当該契約が建設工事の請負契約であるときは建設工事請書(第四号様式)を、その他の契約であるときは知事が特に必要があると認めるときに限り前条第三項の規定に準じ必要な事項を記載した請書を提出しなければならない。

(契約保証金)

第十九条 契約者は、契約締結と同時に契約金額の百分の十(県有財産売却システムによる入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が、次の各号の一に該当する者であるときは、知事は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- 一 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - 二 県と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
 - 三 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
 - 四 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者
 - 五 第三条第一項又は第十二条の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの
 - 六 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- 2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- 一 第四条第二項第一号から第七号までに掲げるもの
- 二 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- 3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第四条第三項から第五項までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条第三項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第四項第四号中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第五項中「第十条の規定により還付することとなる前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約保証金の還付)

第二十条 納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約の履行後これを還付する。ただし、知事は、契約者のかし担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

- 2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。